

入間市文化財保存活用基金条例 制定要旨

1 制定の趣旨

国登録有形文化財「旧石川組製糸西洋館」は、平成29年度に「旧石川組製糸西洋館保存活用計画」を策定し、建物の保存とともに、一般公開や撮影の貸出等の活用事業を行っています。また、市指定有形文化財「旧黒須銀行」は、令和2年度に「旧黒須銀行保存活用基本計画」を策定し、今後数年間を掛けて施設を改修した上で活用を目指しています。

これらの計画の実現に当たっては、今後の改修や修繕工事等に多額の資金が必要となることから、文化財の保存及び活用のための財源を計画的に積み立てていくため、「入間市文化財保存活用基金」を新たに設置するものです。

なお、計画においては、来館者や使用者に維持管理費や事業費等の必要な経費を負担していただくとともに、収入の一部を積み立てることで、今後の改修や修繕工事の費用を確保できる仕組みづくりを検討していくこととしています。

2 条例の内容

- (1) 「西洋館」「旧黒須銀行」等の文化財の保護を推進するため、文化財の保存及び活用の財源に充てるための基金とします。
- (2) 基金に積み立てる額は、市の資金及び基金の趣旨に沿う寄附金とし、その額は「一般会計歳入歳出予算で定める額」とします。

3 施行日

令和 3年 4月 1日